

## 国立保健医療科学院寄宿舍規程

(平成14年4月1日院長伺定)

(平成23年3月17日一部改正)

(平成29年3月29日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、国立保健医療科学院寄宿舍（以下「寄宿舍」という。）の運営管理に関する必要な事項を定め、施設利用の適正を図ることを目的とする。

(運営管理)

第2条 国立保健医療科学院長（以下「院長」という。）は、寄宿舍の運営管理を総括する。

2 院長は、寄宿舍に係る入退去等の手続及び運営管理等に関して必要な事項は、寄宿舍運営管理細則として別に定める。

3 院長は、寄宿舍の運営管理の実施に係る業務の一部を委託することができる。

(寄宿舍への宿泊対象者の範囲)

第3条 宿泊対象者は、宿泊申込みをし、院長が許可した者（以下「宿泊者」という。）とする。

(居室)

第4条 居室は、1人1室とする。

(寄宿舍費の負担)

第5条 宿泊者は、寄宿舍における光熱水料その他の必要経費（以下「寄宿舍費」という。）を負担するものとする。

2 寄宿舍費の額及び納付の方法は、院長が別に定める。

(寄宿舍の退去等)

第6条 宿泊者は、研修等が終了した日から3日以内に退去しなければならない。

2 宿泊許可後に宿泊の辞退又は入退去日を変更する宿泊者は、あらかじめ宿泊変更届を提出しなければならない。

(退去を命ずる場合)

第7条 宿泊者が次の各号に該当した場合には、院長は、退去を命ずることができる。

(1) 本規程及び寄宿舍運営管理細則に違反した場合

(2) 寄宿舍における生活が宿泊者として適当でない場合

2 退去を命じられた宿泊者は、指定された日までに退去しなければならない。

(実費弁償)

第8条 院長は、宿泊者が故意又は重大な過失により施設又は備品等を損傷又は亡失した場合は、その者に対し損害の実費弁償を命ずるものとする。

2 損害の実費弁償を命じられた者は、速やかに弁償しなければならない。

(附則)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 国立保健医療科学院(仮称)寄宿舍規程(平成13年10月5日国立公衆衛生院長伺定)は、平成14年4月1日限りで廃止する。

(附則(平成23年3月17日))

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成14年4月1日「国立保健医療科学院寄宿舍規程第3条第2項の規定に基づく宿泊対象研修生の範囲及び宿泊許可研修生の選定に関する運用方針」は廃止する。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。